

第3期
与論町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
鹿児島県与論町

計画の策定にあたって



我が国においては、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、多くの家庭が子育てに不安や孤立感を感じており、保育ニーズも多様化してきております。また、虐待や不登校、子どもの貧困問題など、様々な社会的問題も顕在化してきており、今、国や地域をあげて社会全体で子どもや子育て家庭を支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。

本町では、「子ども・子育て関連3法」に基づき、「恵み豊かな自然の中ですべての子どもと親を地域が育てるまち よろん」を基本理念とした「第2期与論町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、子育て支援に関する各種施策の推進に努めて参りました。

しかしながら、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。令和6年8月に実施した「与論町こども未来推進ニーズ調査」の結果では、子育て家庭の母親のフルタイム就労率が5年前に比べて上昇しており、就労の必要性または就労意欲もしくはその両方の高まりが伺えます。

こうした本町の実情を踏まえて策定する「第3期与論町子ども・子育て支援事業計画」は、令和6年度に計画期間が満了となる「第2期与論町子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として位置づくものです。今後は、この計画に基づき、これまで進めてきた取組を継承しつつ、地域社会の情勢変化に適切に対応していくとともに、町民の皆様をはじめ、関係団体や事業者との連携を図り、子ども・子育て支援事業を推進して参ります。

最後に、この計画の策定にあたり、「与論町こども未来推進ニーズ調査」にご協力いただいた保護者の方々、計画の策定に貴重なご意見やご提言をいただきました「与論町子ども・子育て会議」の委員の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも町民の皆様には、本町のこども政策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月
与論町長 田畠 克夫

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格、位置づけ	4
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	4
(2) 与論町総合振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
(1) ニーズ調査の実施	5
(2) 子ども・子育て会議の開催	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	7
1 少子化の動向	9
(1) 人口の推移	9
(2) 児童人口の推移	10
(3) 将来児童人口の推計	11
(4) 出生の動向	12
(5) 婚姻・離婚の動向	13
2 世帯の状況	14
(1) 子どものいる一般世帯の推移	14
(2) 母子世帯、父子世帯数の推移	14
3 就労の状況	15
(1) 女性の労働力率の推移	15
(2) 女性の労働力率の比較	15
4 教育・保育サービスの状況	16
(1) 認定こども園の利用定員	16
(2) 認定こども園の利用状況	17
5 母子保健に関する状況	18
(1) 乳児（3か月児）健康診査受診率	18
(2) 1歳6か月児健康診査受診率	18
(3) 3歳児健康診査受診率	19
(4) 1歳6か月児むし歯有病者率	19
(5) 3歳児むし歯有病者率	20
第3章 計画の目指す方向	21
1 めざす姿	23
2 基本理念	23
3 基本的な視点	24
(1) 子どもの育ちの視点	24

(2) 親としての育ちの視点	25
(3) 地域での支え合いの視点	25
(4) 子育て環境の充実の視点	25
4 計画の体系図	26
第4章 施策の展開	27
1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	29
(1) 情報提供・相談窓口の充実	29
(2) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	29
(3) 小児医療の充実	31
(4) 「食育」の推進	31
(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	31
(6) 子育てにかかる費用への支援	32
2 子どもの成長を育む環境づくり	34
(1) 就学前教育・保育の充実	34
(2) 多様な保育サービスの充実	35
3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり	36
(1) 地域での子育て支援の充実	36
(2) こども政策の強化	37
4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	38
(1) 児童虐待防止対策の充実	38
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	38
(3) 療育等が必要な子どもと家庭への支援	39
(4) 子どもの貧困対策への取組	39
5 みんなが育つ環境づくり	41
(1) 学校教育の充実	41
(2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり	42
6 安心して生活できる環境づくり	43
(1) 安全・安心なまちづくりの推進	43
(2) 被害に遭った子どもの保護	43
第5章 事業計画	45
1 教育・保育の提供区域の設定	47
2 幼児期の学校教育・保育	47
(1) 教育・保育の支給の認定について	47
(2) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」	48
3 保育利用率の目標設定	50
(1) 保育利用率とは	50
(2) 保育利用率の目標値の設定	50
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	51

5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	51
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	52
7 地域子ども・子育て支援事業	53
(1) 利用者支援事業	54
(2) 妊婦等包括相談支援事業	54
(3) 地域子育て支援拠点事業	55
(4) 妊婦健康診査	56
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	57
(6) 養育支援訪問事業	57
(7) 一時預かり事業	58
(8) 延長保育事業	59
(9) 病児・病後児保育事業	60
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	61
(11) 産後ケア事業	62
(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	63
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	63
(14) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	63
(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	63
(16) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	63
(17) 子育て世帯訪問支援事業	64
(18) 児童育成支援拠点事業	64
(19) 親子関係形成支援事業	64
(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	65
第6章 計画の推進	67
1 計画の推進体制	69
2 進捗状況の管理	69
3 家庭・地域・事業者・行政の役割	70
(1) 家庭の役割	70
(2) 地域社会の役割	70
(3) 事業者の役割	70
(4) 行政の役割	70
資料編	71
1 与論町子ども・子育て会議条例	73

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国においては、急速な少子高齢化が進行する中、核家族化の進行や女性の社会進出に伴う共働き家庭のさらなる増加、地域とのつながりの希薄化などにより、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかしながら、社会情勢として少子化の流れが止まることはなく、加えて、虐待や不登校、子どもの貧困といった社会問題も生じています。

このような中、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとされています。

本町では、平成27年3月に「第1期与論町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）（以下「第1期計画」という。）を、令和2年3月に「第2期与論町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）（以下「第2期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、地域における子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

このたび、前期計画が計画期間の終了を迎えることから、「第3期与論町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、切れ目のない支援による子育て環境の充実により、本町に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。

2 計画の性格、位置づけ

(1)子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」の改定により、法律の有効期限が延長されたことを受け、本町では、可能な限り同法8条の規定に基づく「市町村行動計画」の性格を持ち合わせることとします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2)与論町総合振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画

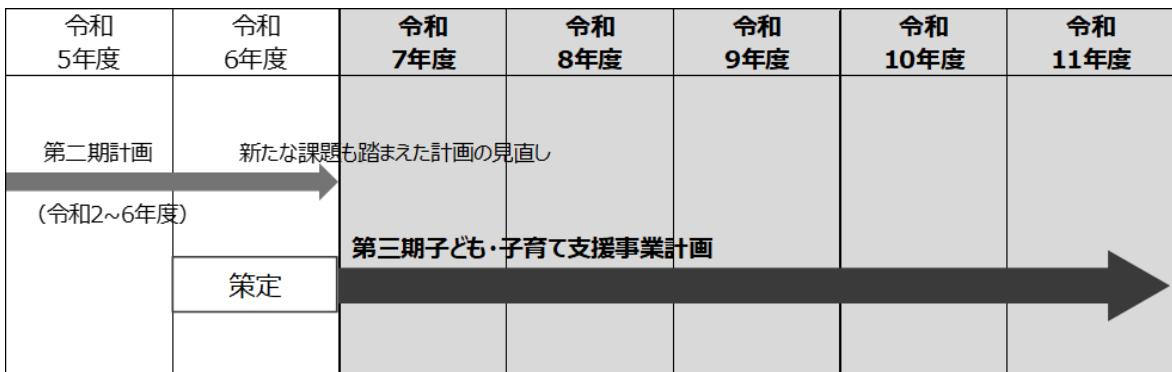
本計画は、本町のまちづくりの基本となる「第6次与論町総合振興計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子どもを養育する保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、実施にあたっては、関連諸計画との整合性を保ちながら進めています。

3 計画の期間

本計画は「子ども・子育て支援法」に則し、令和7年度から令和11年度までの5年を一期とする計画とします。ただし、本町のニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢等の大きな変化等により必要に応じて見直しを図るものとします。

図表：計画の期間



4 計画の策定体制

(1)ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実情を把握するため「与論町こども未来推進ニーズ調査」を実施しました。

- ① 調査対象 与論町在住の就学前および小学生の子どもの保護者 329 名
- ② 調査期間 令和6年8月から9月
- ③ 調査方法 郵送および電子方式による配布・回収
認定こども園を通じた配布・回収
- ④ 回収状況 配布件数 329 件
有効回答件数 152 件
有効回答率 46.2%

(2)子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に基づく「与論町子ども・子育て会議」において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

1 少子化の動向

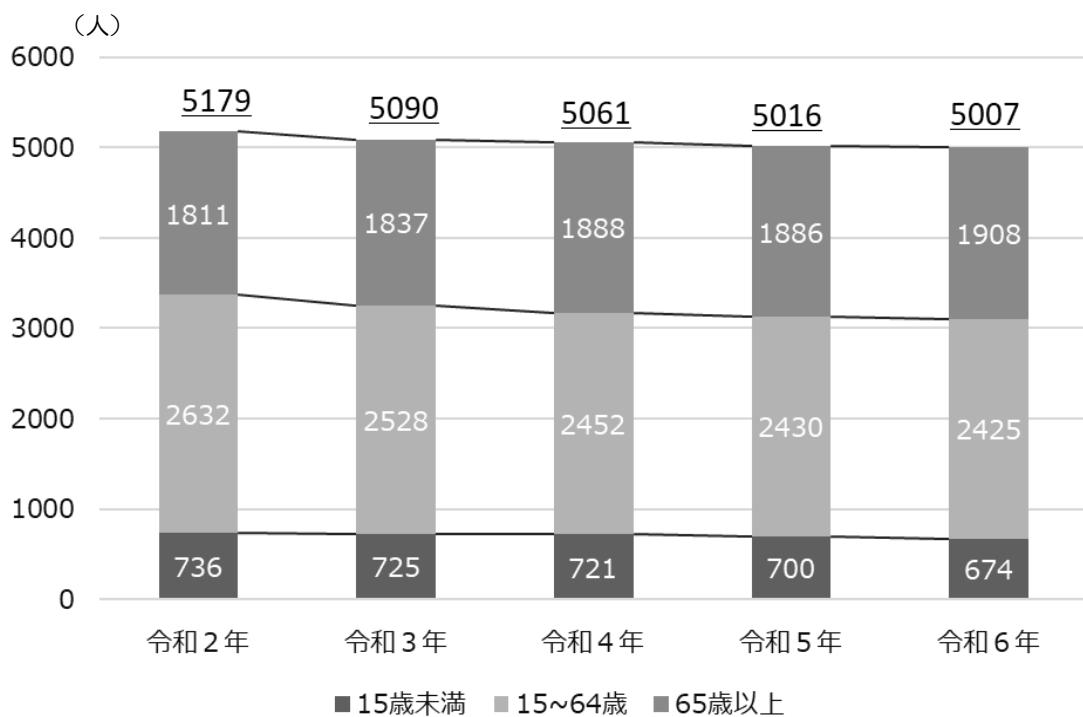
(1) 人口の推移

令和6年3月末の調査結果による本町の総人口は5,007人となっており、このうち、15歳未満の年少人口は674人、総人口の13.5%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、令和2年から令和6年までの5年間で0.7ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老人人口の割合は3.1ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

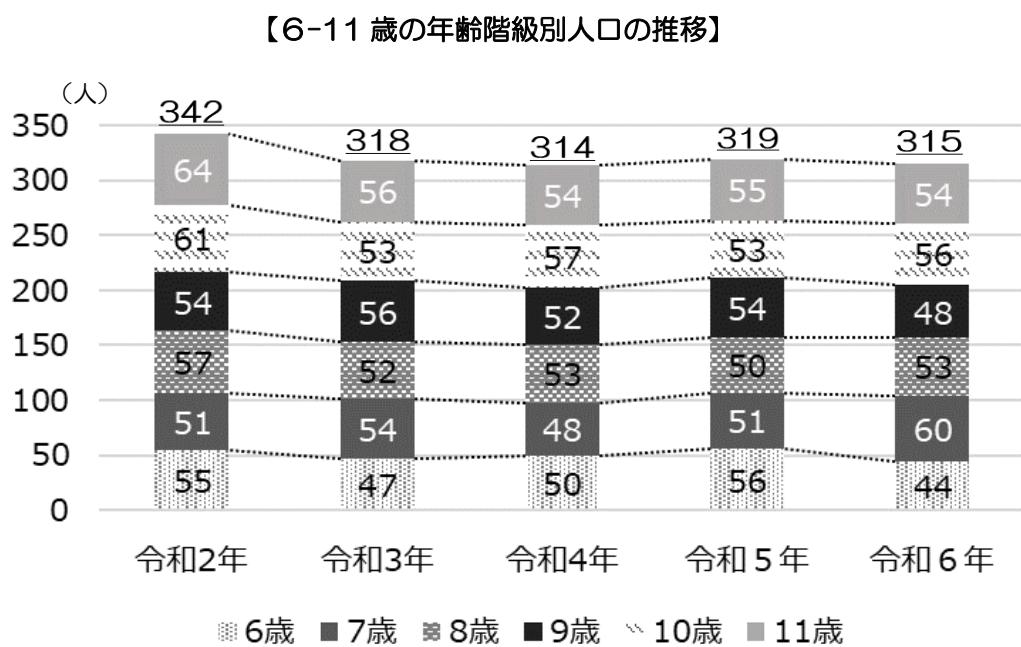
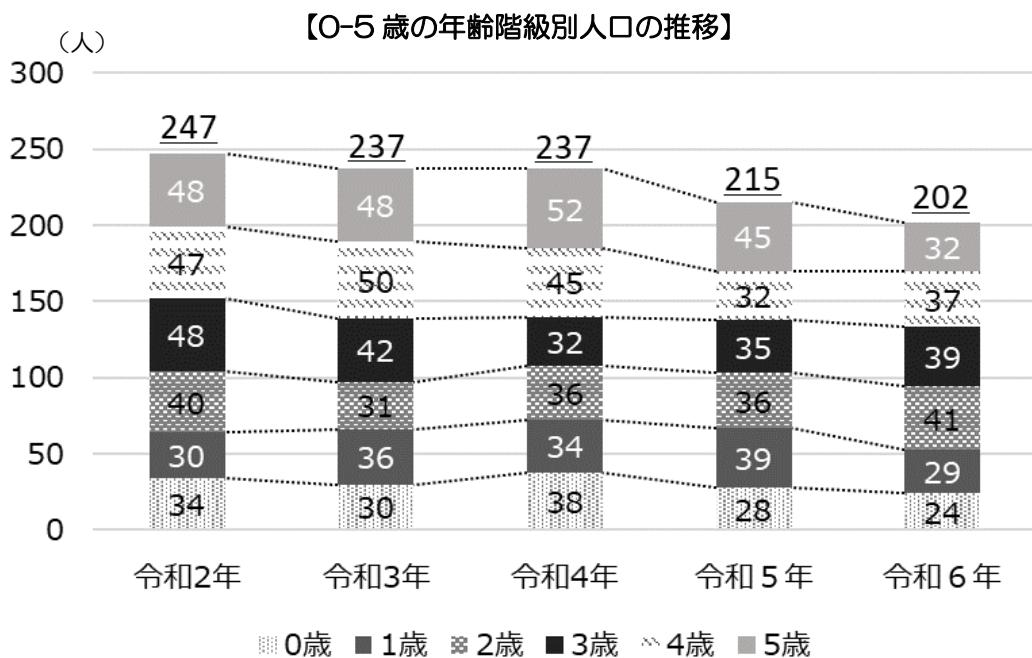
【人口の推移（年齢3区分）】 (各年3月末時点)					
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	5,179	5,090	5,061	5,016	5,007
15歳未満 (年少人口)	736	725	721	700	674
	14.2%	14.2%	14.2%	14.0%	13.5%
15~64歳 (生産年齢人口)	2,632	2,528	2,452	2,430	2,425
	50.8%	49.7%	48.4%	48.4%	48.4%
65歳以上 (老人人口)	1,811	1,837	1,888	1,886	1,908
	35.0%	36.1%	37.3%	37.6%	38.1%

出典：住民基本台帳



(2)児童人口の推移

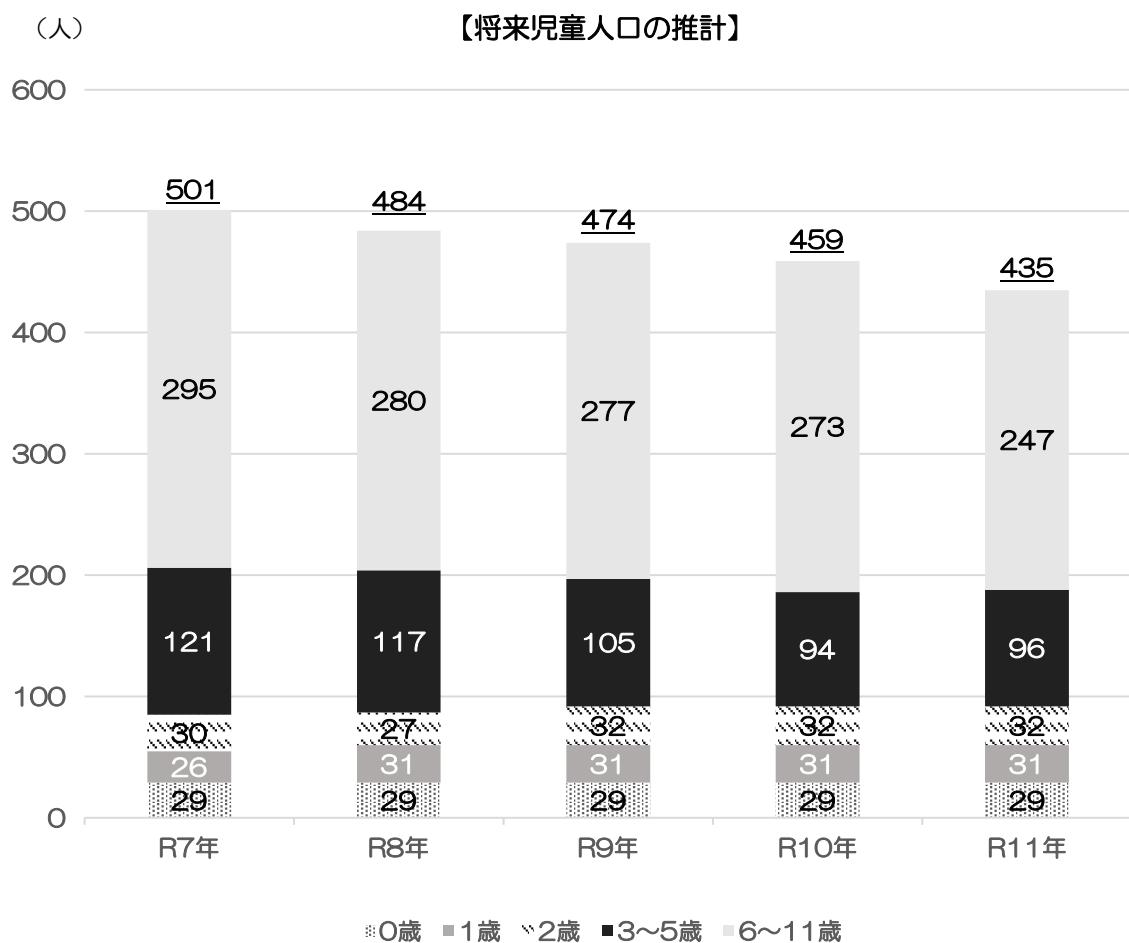
0-5歳の年齢階級別人口は、令和6年は202人となっており、令和2年と比較して45人減少しています。また、6-11歳の年齢階級別人口についても減少傾向にあり、令和6年は315人となっており、令和2年と比較して27人減少しています。



出典：住民基本台帳

(3)将来児童人口の推計

0～11歳人口は減少傾向で推移することが予想され、令和11年には435人となる見込みです。



区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	29	29	29	29	29
1歳	26	31	31	31	31
2歳	30	27	32	32	32
3～5歳	121	117	105	94	96
6～11歳	295	280	277	273	247

推計方法：住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて算出

(4)出生の動向

与論町の出生数は、令和4年は31人となっており、平成30年から5年間で1人増加しています。人口千人あたりの出生率は、国や県と比較すると低くなっています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成30年を除くと国や県より高い水準で推移しています。

【出生数・出生率の推移】

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
町	出生数（人）	30	33	33	33	31
	出生率 (人口千対)	5.9	6.6	6.5	6.6	6.2
県	出生数（人）	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540
	出生率 (人口千対)	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8
国	出生数（人）	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
	出生率 (人口千対)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

【合計特殊出生率の推移】

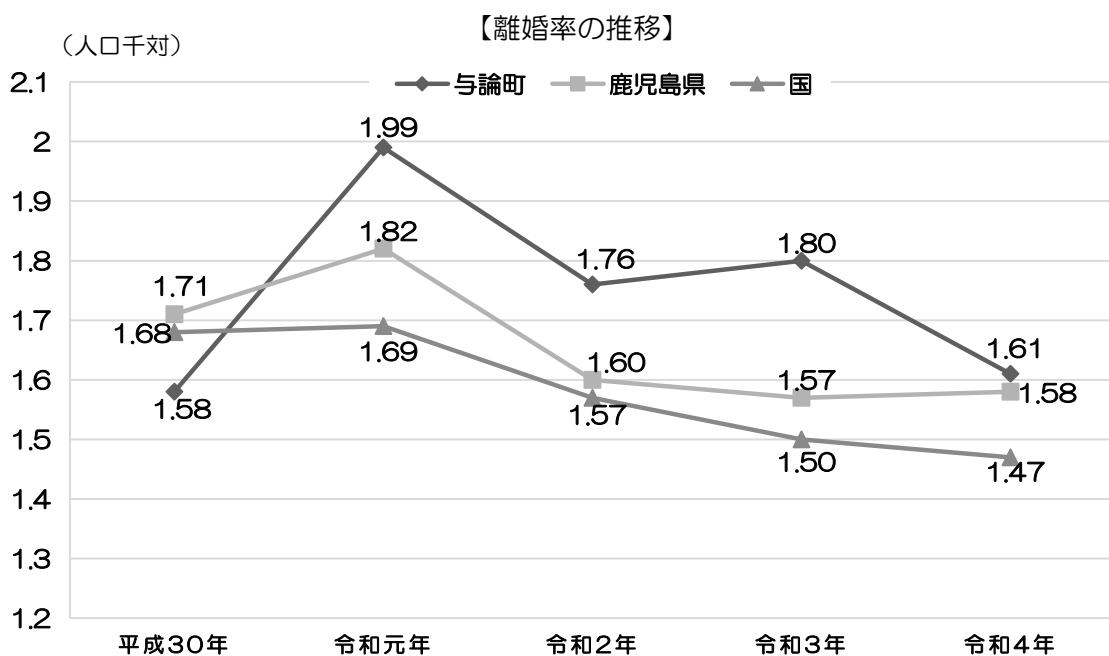
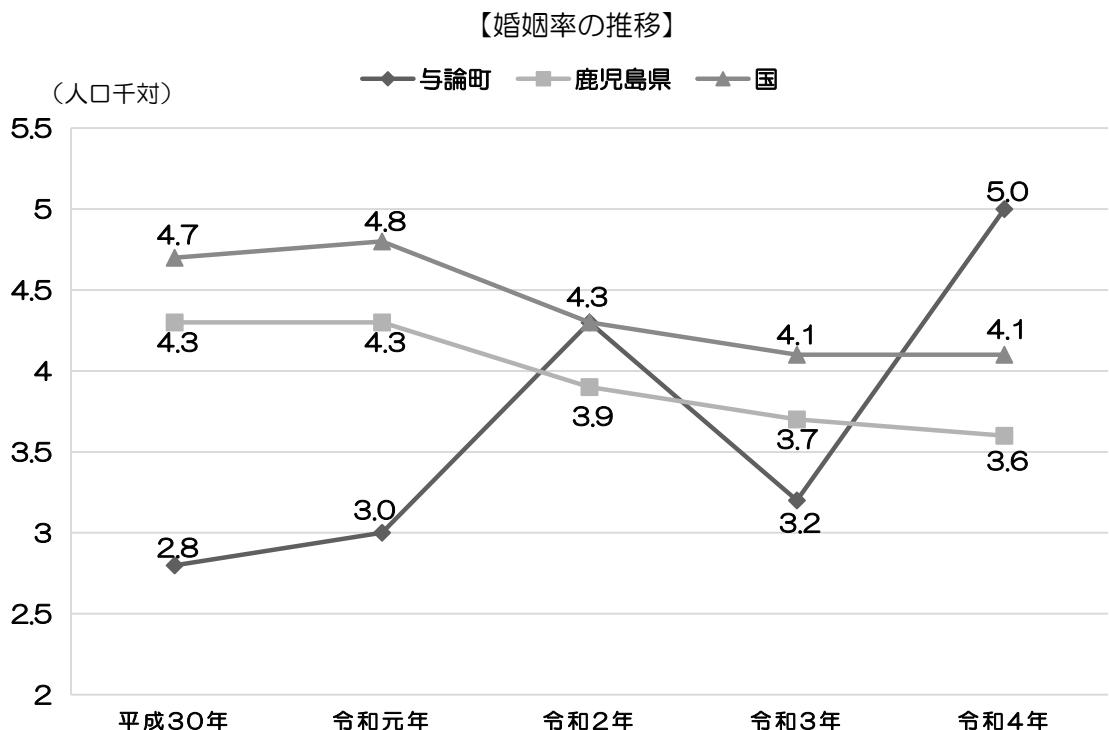
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
町	1.41	1.90	1.66	1.66	1.64
県	1.70	1.63	1.61	1.65	1.54
国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

出典：人口動態統計（鹿児島県）・住民基本台帳

(5)婚姻・離婚の動向

婚姻率は令和4年には5.0となっており、令和2年から令和3年にかけて減少しているものの増加傾向で推移しています。

離婚率は、令和4年は1.61となっており、減少傾向にありますが、国や県より高い水準で推移しています。



出典：人口動態統計（鹿児島県）・住民基本台帳

2 世帯の状況

(1) 子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯とともに減少傾向にあります。

【子どものいる一般世帯数の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	2,058	2,082	2,003	2,050	2,154
6歳未満の子どもがいる世帯数	252	239	202	216	179
18歳未満の子どもがいる世帯数	688	573	471	462	441

出典：国勢調査

(2) 母子世帯、父子世帯数の推移

母子世帯は、令和2年では39世帯となっており、18歳未満の子どもがいる世帯に対する母子世帯の割合は8.8%となっています。父子世帯は、5世帯となっており、割合は1.1%となっています。

【母子・父子世帯数の推移】

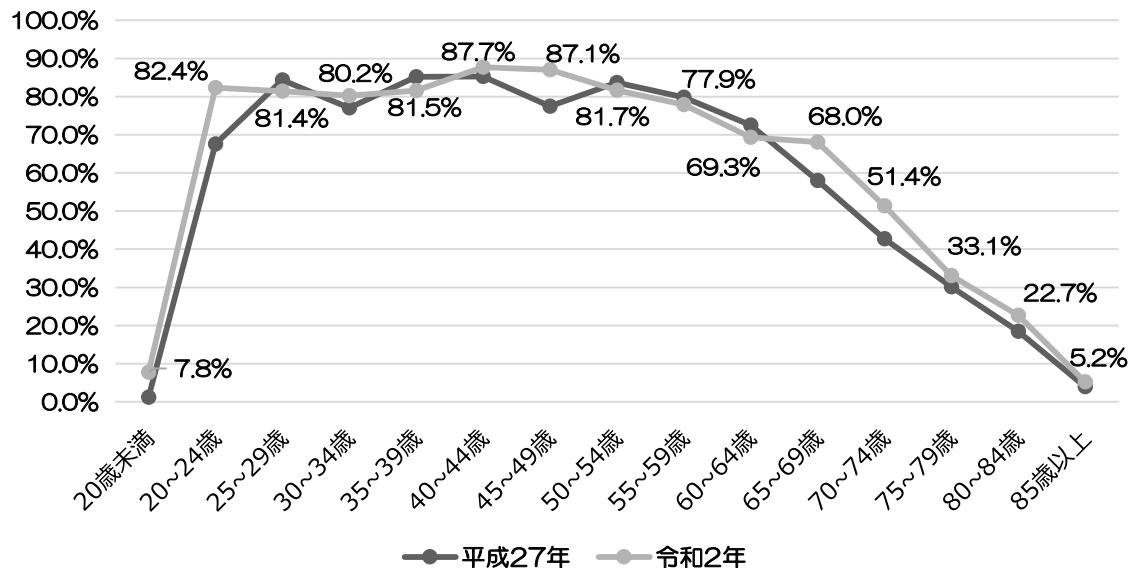
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
18歳未満の子どもがいる世帯数	688	573	471	462	441
母子世帯数	39	35	26	24	39
	5.7%	6.1%	5.5%	5.2%	8.8%
父子世帯数	8	8	6	4	5
	1.2%	1.4%	1.3%	0.9%	1.1%

出典：国勢調査

3 就労の状況

(1)女性の労働力率の推移

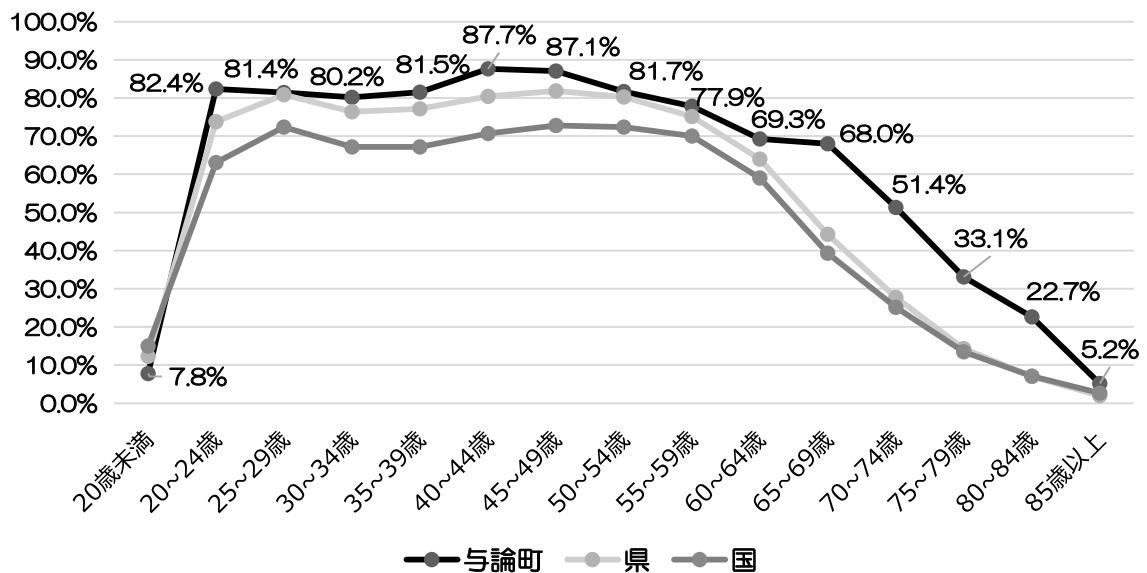
女性の労働力率をみると、令和2年は平成27年と比較して「20～24歳」、「45～49歳」、「65～69歳」の労働力が大きく増加しています。



出典：国勢調査

(2)女性の労働力率の比較

国や県と比較すると、女性の労働力率は高くなっています。



出典：国勢調査

4 教育・保育サービスの状況

(1)認定こども園の利用定員

本町には、認定こども園が3か所あり、私立の幼保連携型が1か所、公立の保育所型が2か所となっています。

【各認定こども園の利用定員(R6.4.1 時点)】

区分		幼保連携型	保育所型		認定区分 計
		ハレルヤこども園	与論こども園	茶花こども園	
1号	3~5歳	10人	10人	10人	30人
2号	3~5歳	35人	45人	45人	125人
3号	0歳	6人	3人	3人	12人
	1歳	11人	10人	10人	31人
	2歳	18人	12人	12人	42人
利用定員 計		80人	80人	80人	240人

※認定区分と主な施設

認定区分	対象となる子ども	主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前児童で 2号認定以外の子ども	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労 や疾病などにより、家庭で の保育が困難な子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労 や疾病などにより、家庭で の保育が困難な子ども	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(2)認定こども園の利用状況

利用者数は令和6年度で178人となっています。認定区分ごとにみると、1号認定が10人、2号認定が98人、3号認定が0歳児7人、1歳児25人、2歳児38人となっています。

【認定こども園の利用者数の推移（各年度4月1日時点）】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号	3~5歳	21人	16人	21人	12人	10人
2号	3~5歳	119人	119人	109人	101人	98人
	0歳	5人	4人	7人	5人	7人
3号	1歳	23人	26人	24人	29人	25人
	2歳	36人	25人	36人	31人	38人
計		204人	190人	197人	178人	178人

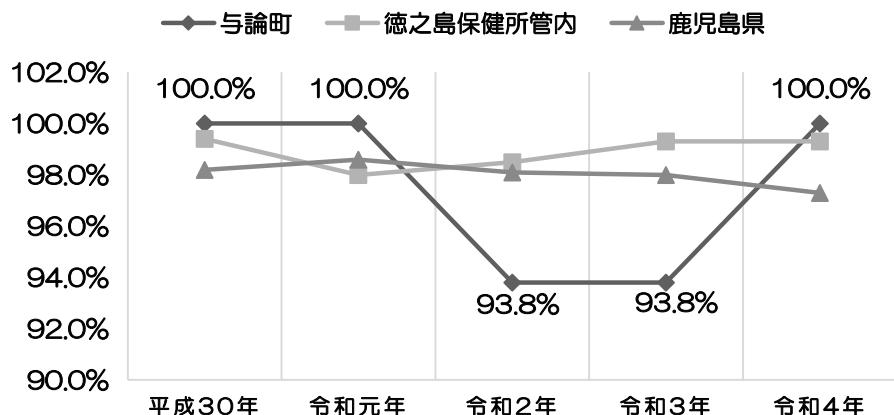
【各施設の利用状況（令和6年4月1日時点）】

区分		ハレルヤこども園	与論こども園	茶花こども園
1号	3~5歳	9人	0人	1人
2号	3~5歳	37人	28人	33人
	0歳	3人	1人	3人
3号	1歳	12人	9人	4人
	2歳	19人	7人	12人
計		80人	45人	53人

5 母子保健に関する状況

(1) 乳児（3か月児）健康診査受診率

令和2年から令和3年にかけて受診率は93.8%で、県平均、徳之島保健所管内と比較して低い水準となっていますが、令和4年には受診率は100%となっています。

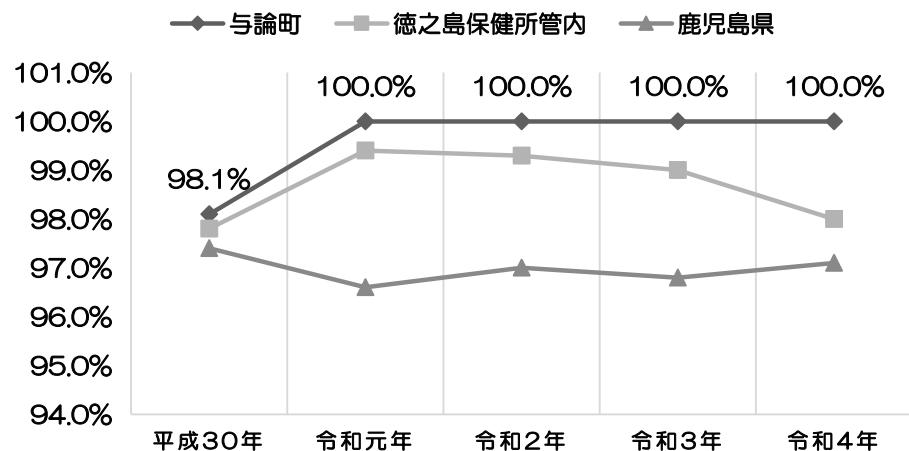


区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
与論町	100.0%	100.0%	93.8%	93.8%	100.0%
徳之島保健所管内	99.4%	98.0%	98.5%	99.3%	99.3%
鹿児島県	98.2%	98.6%	98.1%	98.0%	97.3%

出典：鹿児島県の母子保健

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

令和元年から令和4年にかけて、受診率は100%となっています。

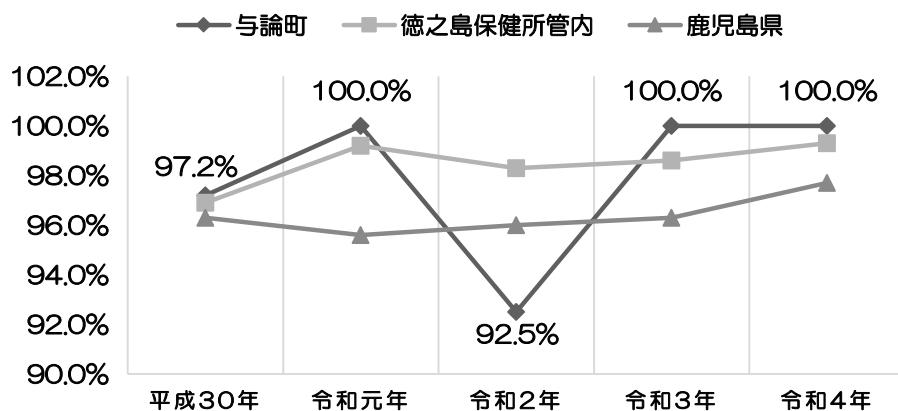


区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
与論町	98.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
徳之島保健所管内	97.8%	99.4%	99.3%	99.0%	98.0%
鹿児島県	97.4%	96.6%	97.0%	96.8%	97.1%

出典：鹿児島県の母子保健

(3) 3歳児健康診査受診率

令和2年は受診率 92.5%で、県平均、徳之島保健所管内より低くなっていますが、令和3年から令和4年にかけて受診率は100%となっています。

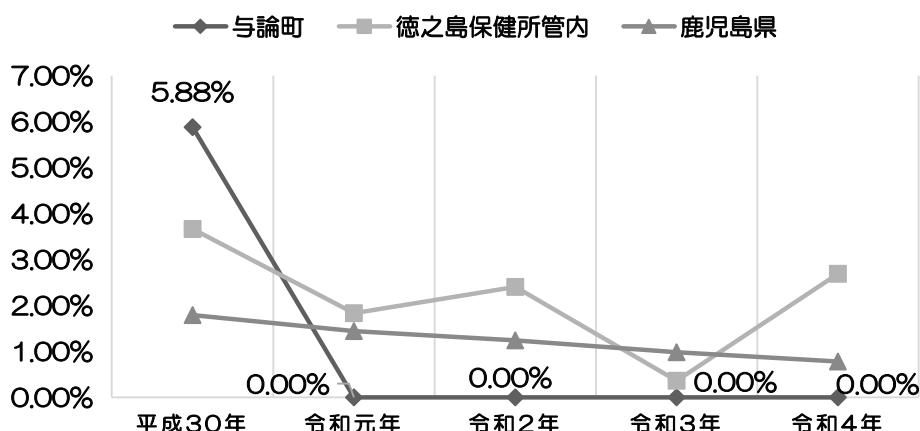


区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
与論町	97.2%	100.0%	92.5%	100.0%	100.0%
徳之島保健所管内	96.9%	99.2%	98.3%	98.6%	99.3%
鹿児島県	96.3%	95.6%	96.0%	96.3%	97.7%

出典：鹿児島県の母子保健

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

平成30年は県平均、徳之島保健所管内と比較して高くなっていますが、令和元年から令和4年にかけては、むし歯有病者率は0%となっています。

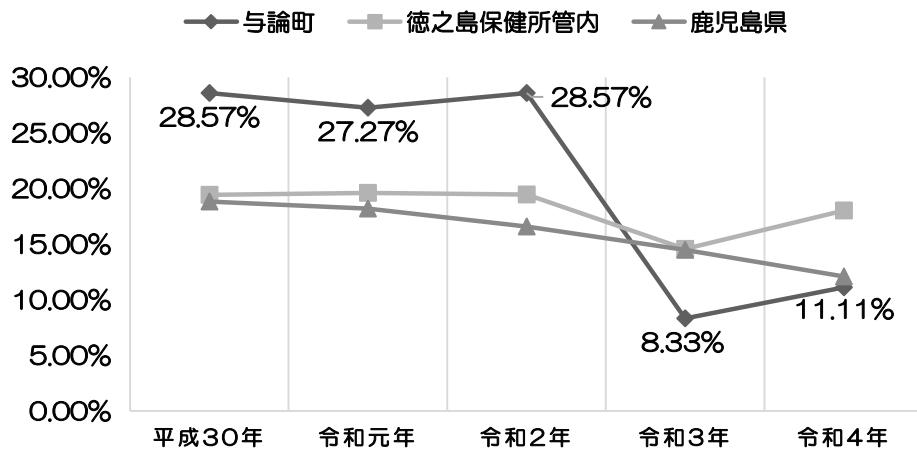


区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
与論町	5.88%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
徳之島保健所管内	3.66%	1.83%	2.40%	0.36%	2.69%
鹿児島県	1.79%	1.44%	1.24%	0.98%	0.78%

出典：鹿児島県の母子保健

(5) 3歳児むし歯有病者率

平成 30 年から令和 2 年にかけて、県平均、徳之島保健所管内と比較して高くなっていますが、令和 3 年から令和 4 年にかけては、低い水準で推移しています。



区分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
与論町	28.57%	27.27%	28.57%	8.33%	11.11%
徳之島保健所管内	19.42%	19.60%	19.45%	14.57%	18.03%
鹿児島県	18.82%	18.19%	16.57%	14.49%	12.10%

出典：鹿児島県の母子保健

第3章

計画の目指す方向

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域連帯の希薄化などにより、家庭や地域において子どもを養育する機能の低下が懸念されています。また、少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されています。

さらに、家庭や地域社会における子育て家庭の孤立化、価値観の多様化が進み、個人の生き方も複雑化しており、子育てに異議を感じ、子どもを産み育てたいと思う気持ちを誰もが率直に持つことは難しくなってきています。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望ととらえることが必要です。

本計画は、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体でとりくむ子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

本町では、将来与論島を担う子どもたちに自信や誇りをもって育ってほしいことから、自分たちの足元にある自然、資源、人などを使って、ほかの地域にはない特徴のある人、産業、まちづくりを行い「人からも自然からも選ばれる幸せ溢れる持続可能な与論島」を目指します。

第1期計画及び第2期計画においては、国の基本指針における子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「恵み豊かな自然の中ですべての子どもと親を地域が育てるまち よろん」を基本理念としています。

本計画においても、第1期計画及び第2期計画の理念を継承し、少子化の中で一人ひとりの子どもの成長・発達を町全体で支援する取組の充実を目指します。

恵み豊かな自然の中で

すべての子どもと親を 地域が育てるまち よろん

子どもは家庭の希望であり、地域の宝です。すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子どもたちが、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自らの力を発揮できるよう、親のみならず、地域のみんなで応援していきます。

また親も、子育てを通じてさまざまな人と関わりあいながら、経験を積み成長していきます。はじめからうまくいく子育てはなかなかありません。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

3 基本的な視点

本計画を策定するにあたり、4つの大きな視点をもって進めることとします。それは、「子どもの育ち」、「親としての育ち」、「地域での支え合い」、「子育て環境の充実」からの視点です。子どもは家庭、地域が守り、育んでいく必要があります。4つの視点を計画全体において、総合的に取り入れ、各視点における目指す姿を支援し、計画を推進していきます。

(1)子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもは家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のもとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取組を進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ、子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

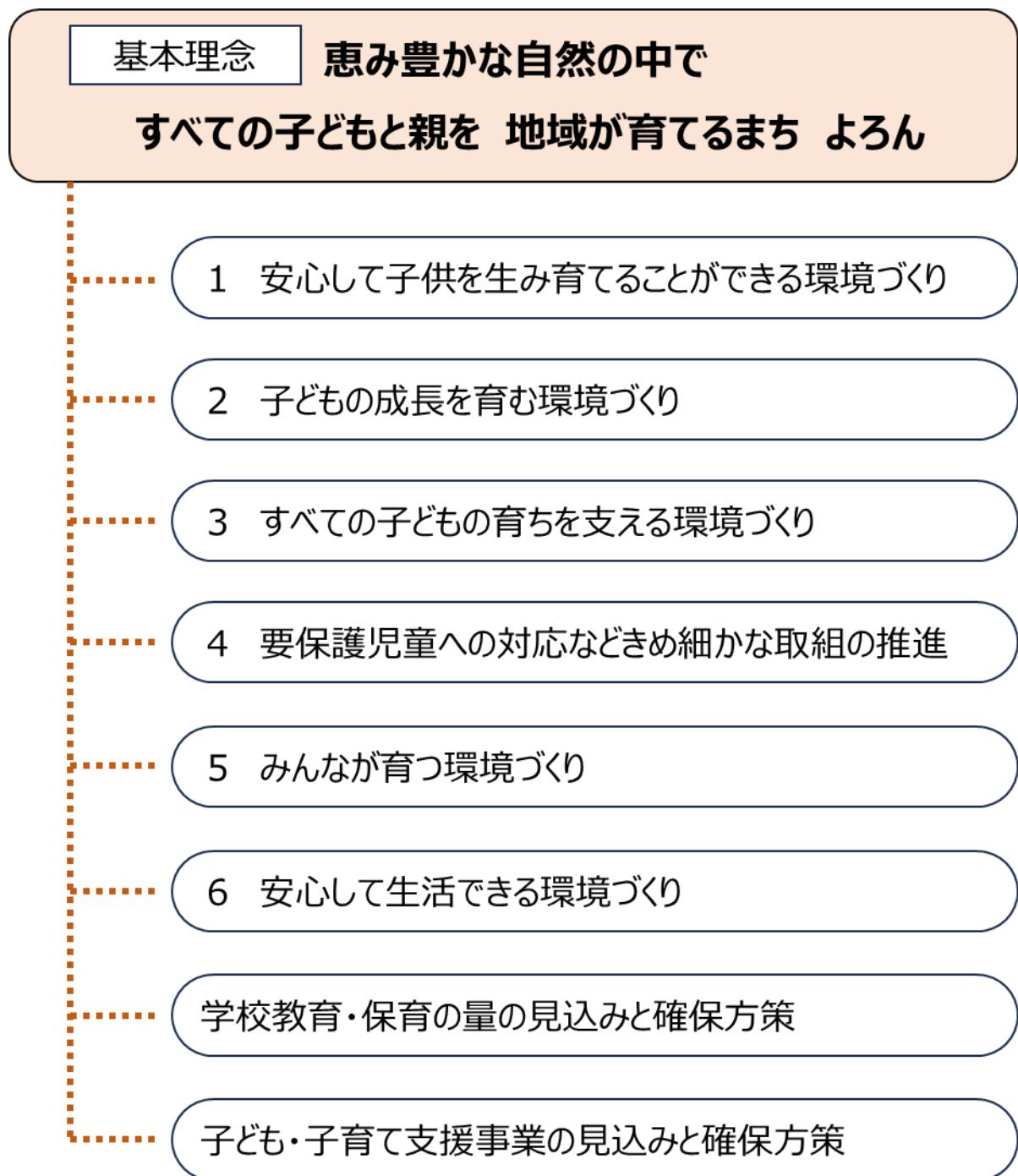
社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、おののが協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。子どもの成長にとって、より良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭のおかれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害・疾病・貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

4 計画の体系図



第4章

施策の展開

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

家庭は教育の原点であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を目指します。

(1)情報提供・相談窓口の充実

誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

○利用者支援事業

子どもとその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などの支援を行う事業です。子育て家庭の個別ニーズを把握するとともに関係機関と連携して教育・保育施設及び地域の子育て支援事業の情報を集約し、適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。本町においては、令和2年度から「子育て世代包括支援センター」において実施していますが、令和7年度からは「こども家庭センター」において実施していきます。

○地域での情報提供・相談支援

こども家庭センター及び子育て支援センターにおいて、地域の子育て支援の拠点として子育て相談を行います。また、子育ての不安や負担の軽減を図るため、健診・相談時において子育て情報のリーフレット等を配布するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を通じて提供します。

○「よろん子育てハンドブック」の作成・配布

本町の子育てに関する支援制度や各種相談窓口、関連施設の案内など、子育てに役立つ様々な情報をまとめた「よろん子育てハンドブック」を作成し、配布します。

(2)妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊産婦や乳幼児などへの各種健診事業や母子保健事業を充実強化し、母親にとって地域に密着した交流の場となるよう事業の展開を図るとともに、母親自身の健康づくりの視点から、妊婦・出産・育児に関する学習・相談の場としての機能を充実させます。

○母子健康手帳交付

妊娠届のあった妊婦に対し、妊婦・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、健康の参考にする母子健康手帳の交付を行い、あわせて出産に係る補助金等の案内や、産院や事前待機する施設の紹介なども行います。

○妊婦健康診査受診票の発行

妊娠届のあった方に対して、委託医療機関において利用できる妊婦健康診査受診票を母子手帳と一緒に発行します。妊娠週数にあわせて健診を受けることで、妊娠中の異常の有無を早期に発見し、必要に応じて適切な指導が受けられます。

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

○養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

○乳幼児健康診査

疾病等を早期に発見し、適切な援助を講じるため集団検診を実施し、若い両親の子育て不安や、育児に関する家庭内の問題への対処などを行います。

○1歳6か月、2歳・2歳6か月（フッ素塗布）、3歳、5歳児歯科健康診査

乳幼児の健康の保持増進を図るために、幼児期の歯の疾病及び噛み合わせの異常の有無についての検診・指導を行います。また、むし歯予防のためのフッ素塗布を行います。

○フッ化物洗口推進事業

幼児期・学齢期のむし歯予防対策として最も効果をもたらすフッ化物洗口の取組を推進していきます。現在1認定こども園での実施となっています。

○予防接種

病気に対する免疫を体内につくり、赤ちゃんの健康を守るとともに、社会への重い感染病の流行を防ぐため各種定期予防接種を実施します。

○産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。

(3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤であることから、休日や夜間等の救急医療体制の確保も含め、県及び、島外の市町村及び関係機関と連携し、小児医療の充実・確保に努めます。

○小児医療体制の基盤整備

県及び、島外の市町村及び関係機関と連携しつつ、休日や救急医療体制の確保も含め、小児医療の充実・確保に取り組みます。また、かかりつけ医の重要性や救急知識の普及啓発を図ります。

(4) 食育の推進

食を通じた心身の健全な育成を図るため、食に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、地域全体での食育の推進を図ります。

○学校給食の改善・充実

栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供することにより、子どもの健康の保持推進と食育の推進を図ります。

○認定こども園・小中学校における食育指導

自分で育てた食材を調理したり、食材を生産している方々とふれあう機会を通じて、食べることの喜びや、子どもの栄養改善について啓発し、子どもの成長・発達を支える「食」に対する意識の高揚を図ります。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

関係機関等との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期における心身両面から健康づくりを支持します。

○性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

各学校において発達段階に応じた「性教育（避妊だけでなく、性病・エイズを含む）」及び「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を指導計画に基づき、計画的・系統的に指導します。

○教育相談体制の整備

不登校・心の問題を抱える子どもやその保護者、思春期の悩み等に対応できる相談体制を整備します。

(6) 子育てにかかる費用への支援

子どもを安心して生み育てることができるよう、子どもとその家庭を経済面から支援します。

○離島地域不妊治療支援事業

島外で保険適用による生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を受診する際の交通費、宿泊費を補助します。

○離島地域出産支援事業

妊婦健診にかかる交通費・宿泊費、出産待機にかかる交通費・宿泊費、妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費を補助します。

○与論町島外出産支援特別対策事業

出産待機にかかる交通費・宿泊費を補助します。

○妊婦健診の公費補助

公費負担によって妊婦健診を 14 回分、委託医療機関にて受けることができます。里帰り出産等にも適用されます。

○産婦健診の公費補助

産後 1 か月の産婦健診を補助します。

○出産育児一時金

医療機関等で手続きすることにより、かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができます。また、「出産育児一時金」の支給を受けるまでの間に出産に要する費用を支払うための資金として出産育児一時金の一部（上限あり）の貸付けを受けることができます。

○離島地域子ども通院費等支援事業

島内の医療機関にて治療を受けることができないと診断された児童及び付添者 1 名の交通費・宿泊費を補助します。

○妊婦のための支援給付

妊娠1回につき5万円、胎児1人につき5万円を支給します。与論町に住所があることが支給要件になります。

○産前産後期間に係る国民健康保険料の軽減措置

国民健康保険被保険者で出産される方の出産前後一定期間の国民健康保険料が軽減されます。

○子ども医療費助成事業

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るために、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもにかかる医療費の助成を行います。

○児童手当支給事業

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもの養育者に支給します。

○子育て支援金

平成23年4月2日以降に生まれた子どもの養育者に、出生時、小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時の4回に分けて子育て支援金を支給します。

児童数	子育て支援金額	支給時期			
		出生時	小学校入学時	中学校入学時	中学校卒業時
第1子	100,000円	50,000円	10,000円	20,000円	20,000円
第2子	200,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
第3子	500,000円	100,000円	100,000円	100,000円	200,000円
第4子	600,000円	100,000円	100,000円	200,000円	200,000円
第5子	700,000円	100,000円	200,000円	200,000円	200,000円

○育英奨学資金貸与制度

経済的理由により就学することが困難な方に対し、無利子の奨学資金貸付けを行います。

2 子どもの成長を育む環境づくり

乳幼児期の愛着形成、幼児期の人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、認定こども園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるようこども園と小学校の連携を推進します。

(1)就学前教育・保育の充実

量的・質的保育環境の整備を行い、子どもが健全に育つ環境づくりを進めます。

○教育・保育の質の向上

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供するため、各種研修を通じて、専門性の向上を図り、教育・保育の共通理解を深めます。

○産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休後の希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備を進めます。

○特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

関係機関との連携のもと、個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人ひとりに寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・支援体制を整えます。

また、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する問題に対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化し、安心して保育できる環境づくりを進めます。

○こども園と小学校の連携

子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、こども園・小学校連携研修会等を通じて、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育、そして指導方法を学びあい、相互理解を深め、支援方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

○保育士・幼稚園教諭等の子育て支援に関する資格取得・人材確保の推進

適切な保育ニーズを実現するための人材育成と人材確保を図ります。

○新こども園の整備

子育ての基本理念に則し、ニーズに応じた施設を整備することで、より良い子育て環境を提供します。

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

本町では令和8年度の本格実施へ向けて準備を進めています。

(2)多様な保育サービスの充実

○延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園等において保育を実施し、保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応します。現在1認定こども園での実施となっています。

○一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を認定こども園等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。現在本町のすべての認定こども園で実施しているこの事業を、今後も質の向上を図り、継続して実施していきます。

○病児・病後児保育事業

病児・病後児保育については、子どもの病気による突発的なことから保護者のニーズも高く、就労世帯の支援につながることから、現在の事業を継続しながら、さらなる周知を徹底し利用促進を図ります。現在1認定こども園での実施となっています。

○休日保育事業

日曜・祝日に、保護者の勤務等により、子どもが保育に欠ける場合、休日の保育を実施します。現在1認定こども園での実施となっています。

3 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通した地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組みます。

(1) 地域での子育て支援の充実

各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、広報紙やホームページの充実を通じて、積極的な情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

○地域子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、地域の子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育てに対する支援を行います。

＜委託先＞ ゆんぬ子育て支援センター

＜実施事業＞ サークル活動、出前保育、子育て講演会、子育て相談、療育相談等

○両親学級

妊娠、出産、赤ちゃんのお世話などについて基本的な知識や情報を伝え、出産後に育児をスムーズに行えるよう支援します。また、出産を迎える両親の交流の場としても活用できます。

○家庭訪問型子育て支援「ホームスタート・ゆんぬ」

6歳未満の子どもがいる家庭にホームビジター（ボランティア）が週1回訪問し、一緒に家事・育児をしたり、話をしながら過ごす家庭訪問型の子育て支援です。

○子ども食堂の推進

子ども食堂の取組を広く周知するとともに、活動の支援を行います。

○ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。需要動向を踏まえ、実施に向けた検討を進めていきます。

○公園等の整備

公共施設や空き施設を活用し、屋内における子どもたちの遊び場の確保に努めます。

(2)こども政策の強化

行政に子どものための政策を一本化した「こども未来課」を新設し、こども政策の一層の推進を図ります。

○こども家庭センターの設置

令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。本町においては、令和7年度から「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「こども家庭センター」をこども未来課内に設置し、妊産婦及び乳幼児の健康に関する包括的な支援、また、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく実施していきます。

○子ども第三の居場所の設置

「子ども第三の居場所」を整備し、子どもたちが安心して過ごし、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことのできる機会を提供し、唯一ひとりこぼさない子育て環境づくりに取り組みます。

〈実施スケジュール〉

設 置 箇 所 改 修 工 事	令和7年4月～令和8年3月
受 付 開 始	令和8年1月～令和8年3月
施 設 運 営 開 始	令和8年4月

4 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策の充実等を通じ、支援を必要とする子どもが身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1)児童虐待防止対策の充実

児童・生徒が通園・通学する認定こども園や学校などとの連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワーク化を進め、児童虐待の防止と早期発見に努めます。また、広報紙やリーフレット等を利用して、児童虐待の防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を図ります。

○要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能を充実し、児童相談所等関係機関との連携を行うことで、虐待のおそれがある子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや保護者の保護を行います。

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭、父子家庭の経済的・社会的自立を促進するため、母子相談員、母子協力員、民生委員・児童委員、学校、児童相談所、保健所、公共職業安定所等と連携を密にし、相談・指導体制の充実を図ります。

各種手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、認定こども園の優先入所など生活実態に応じた支援を推進します。

○認定こども園の優先入所

ひとり親家庭の社会的自立の推進のために認定こども園への優先入所を行います。また、放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

○児童扶養手当支給事業

離婚などにより生計を同じくしている子どもを養育している父、母又は養育者に支給します。

○ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活と福祉の向上を図ります。

○母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立支援と児童福祉を推進するために、無利子又は低金利で資金の貸付を行う制度です。

(3)療育等が必要な子どもと家庭への支援

子どもの成長・発達段階に合わせて、子どもや保護者に対する早期の相談・療育指導により、一人ひとりの要望に応じた、きめ細やかな支援を推進します。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、住宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

○医療的ケア児の支援

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。

○児童発達支援・放課後等デイサービス

療育の観点から、支援が必要である未就学児及び児童生徒を対象として、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。

○障害児補装具給付事業

補装具の購入又は修理が必要と認められた場合は、その費用の一部を補装具費として支給します。

○重度障害児島外医療機関通院旅費助成事業

重度障害児又はその家族等がその障害の治療のため島外の医療機関に通院する際の旅費の一部を助成します。

(4)子どもの貧困対策への取組

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境と教育の機会均等を図るとともに、子どもの権利及び利益を尊重しながら、すべての子どもたちを地域で見守り、夢や希望を持って成長していくよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えていきます。

①発見から支援につなぐ体制整備

貧困の状況にある子どもが、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられないことがないよう、支援の必要な家庭や子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、対人関係の持ち方や社会参加の機会等に配慮し、相談・訪問事業等の充実を図ります。また、地域住民や行政、学校、企業、NPO等の関係団体との連携を図り、地域全体で子どもの貧困対策に取り組みます。

②子どもへの支援

すべての子どもが、家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、企業やNPO、大学等との連携を促進し、学習等に課題を抱える子どもの学習支援を行います。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域等と連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供するとともに、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが、安心して過ごせる居場所づくりを推進し、基本的な学習習慣や生活習慣の定着を図ります。

③保護者への支援

子どもの貧困対策を推進するにあたっては、保護者への支援が重要であり、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で、世帯の生活の基盤を支えるとともに、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭等が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援を充実させ、生活の安定を図ります。

5 みんなが育つ環境づくり

次代の与論町を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

(1)学校教育の充実

次代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、一人ひとりの実態や特性に応じたきめ細やかな教育ができる学校の教育環境等の整備に努めます。

地域及び家庭と学校との連携・協力を図りながら、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進し、子どもが安全に安心して教育を受けられる学校環境とするために必要な安全管理体制を確立します。

○情報教育・環境教育

各学校において、発達段階に応じた指導計画に基づき計画的・系統的に指導します。

○交流学習の拡充

認定こども園や島外姉妹盟約校との交流学習を推進するとともに、オンライン等による交流機会の創出を図ります。

○学習指導体制の拡充

習熟別指導・少人数学習・チームティーチング指導等が実施可能な指導体制を整えるとともに、外国語教育におけるALT等の専門人材による指導方法の工夫改善を図り、指導の充実化に努めます。また、学校教育現場における働き方改革の視点に応じた業務内容の見直しや仕事の効率化を行うとともにICTの活用を図り、教育における生産性向上に向けた取組を推進します。

○海洋教育による探究型学習の推進

児童生徒が「島だち」後の社会をよりよく生きていくために必要な資質・能力を身に付けさせるために、全ての町立学校に設置された海洋教育科「ゆんぬ学」において、「与論の海、海に守られた伝統・文化、海に囲まれた与論で生きる人々」を教材とした単元開発を推進します。

○学習教材等の整備・充実

学校と地域が一体となった学びや、「個別最適な学び」が実現できるように、デジタル教材の充実や、ソフト面の教育環境整備に努めます。

○人権同和教育

各学校において、発達段階に応じた指導計画に基づき計画的・系統的に指導します。

○ウンヌフトゥバをはじめとした生活・歴史・文化の継承

ウンヌフトゥバの話者の確保・育成に向けた取り組みを行うとともに、各教育機関や関係者と連携し、教育現場でのウンヌフトゥバを学ぶ場の創出や、与論カルタ等の媒体を通じウンヌフトゥバに触れる機会の確保に努めます。

○あいさつ運動

時・場・相手に応じた明るく心のこもった挨拶ができる子どもを育成するために、学校・保護者・地域が連携して「あいさつ運動」を推進します。

(2) 子どもが健全に学び・育つ地域の環境づくり

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えることによって、子どもの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。

○教育施設の最適化の推進

老朽化した2小学校を含む学校施設について、学校や保護者、地域住民の意見を集約し、子どもたちが安心して快適に学習できる最適な施設整備を行います。

○学校給食施設の整備

老朽化した学校給食施設に代わり、関係法令の規定に基づく衛生・安全基準や、今後の学校施設規模の推移を考慮した新規施設の整備を推進します。

○子ども会育成連絡協議会

地域ぐるみで子どもの育成、関係機関との連携を図りながら、地域や保護者が子どもを支援するための体制づくりをしています。

6 安心して生活できる環境づくり

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となり、事故や犯罪、災害から子どもを守る環境づくりを推進します。

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

○道路交通環境の整備

町内の交通危険箇所の点検を行い、効果的な交通安全施設の整備・更新を実施し、走路環境の安全性の確保に寄与する環境整備を推進します。

○交通安全の意識啓発

交通事故の発生を防止し、安全な町民生活の維持を図るため、与論幹部派出所をはじめとした各関係機関と連携をとり、交通安全意識の醸成を図ります。

○防犯体制の強化と防犯意識の高揚

安心安全の町づくりを更に推進するため、各団体の人材確保・活動維持を推進し、各関係機関・各団体との連帯意識を醸成します。

○防災知識の普及啓発

各種防災組織において、防災知識の普及啓発活動を活性化することを目的とし、消防所及び消防団等の関係機関及び関係団体と連携し、活動支援を展開します。

(2) 被害にあった子どもの保護

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対して、精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもへのカウンセリングや保護者への助言など学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと連携してきめ細かな支援を行います。

第5章

事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を定めることとされています。

本町では、第1期及び第2期計画において、将来人口の見込み、教育・保育施設の分布・整備状況等、町の実情を総合的に勘案した結果、町全域を1つの提供区域として設定することとしました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第3期計画においても提供区域については、引き続き町全域で1つの区域とします。

2 幼児期の学校教育・保育

(1)教育・保育の支給の認定について

町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、国の定める3つの区分で認定します。

※認定区分と主な施設

認定区分	対象となる子ども	主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前児童で 2号認定以外の子ども	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労 や疾病などにより、家庭で の保育が困難な子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労 や疾病などにより、家庭で の保育が困難な子ども	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(2)教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

計画期間（令和7年度から令和11年度）における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を以下に定めます。

量の見込みの算出に当たっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、ニーズ調査結果及び将来児童人口の推計から基準となる数値を算出し、利用実績を踏まえて補正を行い、最終的な量の見込みを設定しました。

①教育・保育の量の見込み

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1号認定+2号認定 (教育ニーズ)	7	6	5	5	5
うち2号認定 (教育ニーズ)	3	3	2	2	2
2号認定(保育ニーズ)	114	111	100	89	91
3号認定	64	66	71	71	71
0歳児	12	12	12	12	12
1歳児	22	27	27	27	27
2歳児	30	27	32	32	32
合計	185	183	176	165	167

②教育・保育の確保方策

【1号認定+2号認定(教育ニーズ)の確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み (必要利用定員数)	7	6	5	5	5
②確保方策 (利用定員数)	30	30	30	30	30
②-①過不足	23	24	25	25	25

【2号認定（保育ニーズ）の確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み (必要利用定員数)	114	111	100	89	91
②確保方策 (利用定員数)	125	125	125	125	125
②-①過不足	11	14	25	36	34

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み (必要利用定員数)	12	12	12	12	12
②確保方策 (利用定員数)	12	12	12	12	12
②-①過不足	0	0	0	0	0

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み (必要利用定員数)	22	27	27	27	27
②確保方策 (利用定員数)	31	31	31	31	31
②-①過不足	9	4	4	4	4

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み (必要利用定員数)	30	27	32	32	32
②確保方策 (利用定員数)	42	42	42	42	42
②-①過不足	12	15	10	10	10

3 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下の通り設定しました。

(1)保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

[子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）]

保育利用率：満三歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

(2)保育利用率の目標値の設定

現在の利用状況及びニーズ調査により算定した3号に該当する子どもの保育の量の見込みから、令和7年度以降の「保育利用率の目標値」を以下のように設定しました。

図表：保育利用率（3号認定）

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育利用率の目標値	75.3%	75.9%	77.2%	77.2%	77.2%
量の見込み(3号認定)	64	66	71	71	71
推計児童数(3歳未満)	85	87	92	92	92

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならぬとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園、保育所、認定こども園などの役割が極めて重要となります。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連續性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

また、保育士、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者に対し、鹿児島県の実施する研修等に関する情報提供を行い、資質向上を図ります。

さらに、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等については、鹿児島県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、県と本町は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、十分に調整・連携の上、取組を進める必要があります。

5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実強化を図ります。

- ・ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- ・妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）における情報提供の充実
- ・利用者支援事業における情報提供の充実

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るために給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

7 地域子ども・子育て支援事業

計画期間（令和7年度から令和11年度）における、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

量の見込みの算出にあたっては、国の示す「量の見込み」算出のための手引きに基づき、ニーズ調査結果及び将来児童人口の推計から基準となる数値を算出し、利用実績を踏まえて補正を行い、最終的な量の見込みを設定しました。

利用者支援事業、妊婦等包括相談支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業については、ニーズ調査結果によらず、利用実績及び将来児童人口の推計から算出しました。

	事業名	実施有無
1	利用者支援事業	○
2	妊婦等包括相談支援事業	○
3	地域子育て支援拠点事業	○
4	妊婦健康診査	○
5	乳児家庭全戸訪問事業	○
6	養育支援訪問事業	○
7	一時預かり事業	○
8	延長保育事業	○
9	病児・病後児保育事業	○
10	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	○
11	産後ケア事業	○
12	子育て短期支援事業(ショートステイ)	×
13	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	×
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業	×
15	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	×
16	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	×
17	子育て世帯訪問支援事業	×
18	児童育成支援拠点事業	×
19	親子関係形成支援事業	×
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○

(1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業実績】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
設置個所 (箇所)	基本型	-	-	-	-	-
	特定型	-	-	-	-	-
	母子保健型	1	1	1	1	1

【確保方策】

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置個所 (箇所)	基本型	-	-	-	-	-
	特定型	-	-	-	-	-
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

提供体制：こども未来課 こども家庭センター

関係機関との情報共有や連携体制の充実を図りながら、子育て支援情報の発信に取り組み、また、それぞれの家庭に合った子育て支援の情報提供や相談、助言等を行います。

(2)妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	妊娠届出数 (件)	29	29	29	29	29
	面談回数(回)	58	58	58	58	58
確保方策	こども家庭 センター(回)	58	58	58	58	58

提供体制：こども未来課 こども家庭センター

安心して子育てができるように、妊娠から出産まできめ細かな相談に対応します。

(3)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【事業実績】

区分	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用者数(人)	2,577	2,125	2,234
実施箇所(箇所)	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み(人回)	180	180	180	180	180
確保方策	②(人回)	180	180	180	180
	(箇所)	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

単位：人回…月間の利用人数×利用回数

提供体制：ハレルヤこども園

引き続き育児相談他子育てに関する情報提供、子どもたちの遊び場や保護者同士の交流の場を提供できる体制を確保します。

(4)妊婦健康診査

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【事業実績】

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実績（人回）	420	336	366	250	316
対応窓口（箇所）	1	1	1	1	1

※単位：人回…月間の利用人数×利用回数

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み（人回）	400	400	400	400	400
確保方策	②（人回）	400	400	400	400
	受診券配布窓口	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

提供体制：こども未来課 こども家庭センター

安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【事業実績】

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問件数(件)	28	27	27	23

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み(件)	29	29	29	29	29
②確保方策(件)	29	29	29	29	29
過不足②-①	0	0	0	0	0

提供体制：こども未来課 こども家庭センター

助産師や保健師等の専門職員が、乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児負担の軽減を図ります。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【事業実績】

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問件数(件)	0	0	1	0

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み(件)	5	5	5	5	5
②確保方策(件)	5	5	5	5	5
過不足②-①	0	0	0	0	0

提供体制：こども未来課 こども家庭センター

保健師・助産師等を派遣し、訪問援助を行うなどにより、子育ての負担軽減を図ります。

(7)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において一時的に預かり、保育を行う事業です。

【事業実績】

区分		R3年度	R4年度	R5年度
幼稚園型	1号認定	延べ利用者数(人)	-	-
	2号認定	延べ利用者数(人)	-	-
一般型		延べ利用者数(人)	302	350
実施箇所(箇所)			3	3
				3

【量の見込みと確保方策】

区分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	①幼稚園型(1号認定)(人日)	150	150	150	150	150
	②幼稚園型(2号認定)(人日)	-	-	-	-	-
	③一般型(人日)	200	200	200	200	200
確保方策	幼稚園型	④(人日)	150	150	150	150
		(箇所)	3	3	3	3
	一般型	⑤(人日)	200	200	200	200
		(箇所)	3	3	3	3
過不足	幼稚園型④-(①+②)	0	0	0	0	0
	一般型⑤-③	0	0	0	0	0

※単位：人日…年間の利用人数×利用日数

提供体制：町内すべての認定こども園

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、今後も一時預かり事業の確保に努めます。

(8) 延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【事業実績】

区分	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用者数(人)	8,376	7,656	2,392
実施箇所(箇所)	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み(人)	11	11	10	10	5
②確保方策 (人)	11	11	10	10	10
	(箇所)	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数

確保体制：ハレルヤこども園

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、今後も延長保育事業の確保に努めます。

(9)病児・病後児保育事業

病気の児童について、認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【事業実績】

区分	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用者数(人)	319	203	117
実施箇所(箇所)	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み(人日)	110	100	100	100	100
②確保方策 (人日)	110	100	100	100	100
	(箇所)	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位：人日…年間の利用人数×利用日数

提供体制：ハレルヤこども園

利用数は感染症等の流行などに影響されますが、希望する人が利用できるよう、安定した受入れ体制の確保に努めます。また希望する者が、利用しやすい仕組みを検討します。

(10)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により専門家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後児童対策については、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の居場所の量的充足と「こどもまんなか」な放課後の実現を推進していくことを検討します。

【事業実績】

区分	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用者数（人）	15,687	15,353	16,827
ハレルヤこども園	12,024	11,008	12,461
与論こども園	3,663	4,345	4,366

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み（人）	70	70	70	70	70
1年生	28	28	28	28	28
2年生	14	14	14	14	14
3年生	13	13	13	13	13
4年生	5	5	5	5	5
5年生	5	5	5	5	5
6年生	5	5	5	5	5
②確保方策（人）	70	70	70	70	70
実施箇所（箇所）	2	2	2	2	2

※単位：人…年間の利用実人数

提供体制：ハレルヤこども園及び与論こども園

現状運営されている二か所の放課後児童クラブは常に満員状態のため、指導員の確保や実施されていない校区においても開設ができるよう努めるとともに、現在運営されている放課後児童クラブにおいては、継続的な受け入れができるよう努めていきます。

(11)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み（人）	10	10	10	10	10
②確保方策（人）	10	10	10	10	10
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数

提供体制：こども未来課 こども家庭センター

妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のないサポートを行うことで、健やかな子育てを推進するとともに、児童虐待の予防に寄与します。

(12)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、必要な保護を行う事業です。

本事業については、現在実施していません。今後、潜在的なニーズ等を把握するなど事業の必要性も含め検討していきます。

(13)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本事業については、現在実施していません。今後、潜在的なニーズ等を把握するなど事業の必要性も含め検討していきます。

(14)実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本事業については、現在実施していません。国の指針等に基づき実態把握に努め対応していきます。

(15)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

本事業については、現在実施していません。国の指針等に基づき実態把握に努め対応していきます。

(16)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守るネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

本事業については、現在実施していません。国の指針等に基づき実態把握に努め対応していきます。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業であるため、今後、実施等について検討します。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業であるため、今後、実施等について検討します。

(19) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業であるため、今後、実施等について検討します。

(20)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

区分		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
0歳児	量の見込み（人）	0	1	1	2	2
	確保方策（人）	0	1	1	2	2
1歳児	量の見込み（人）	0	1	1	1	1
	確保方策（人）	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み（人）	0	1	1	1	1
	確保方策（人）	0	1	1	1	1

※単位：人…必要定員数

提供体制：町内すべての認定こども園

本町では令和8年度の本格実施へ向けて準備を進めてまいります。

令和8年度及び令和9年度のこども誰でも通園制度のこども一人あたりの利用時間は「月3時間」を上限とし、令和10年度以降は「月10時間」を上限とする検討しています。

第6章

計画の推進

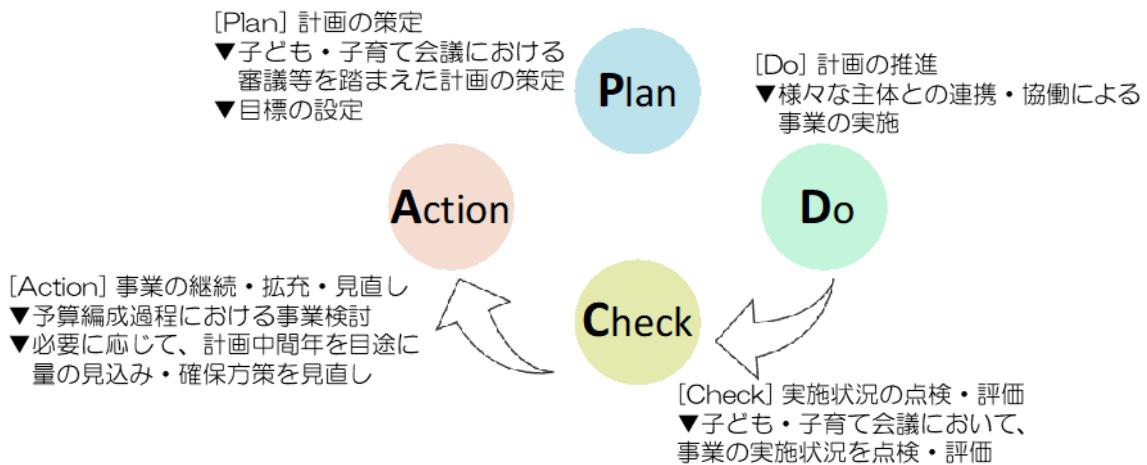
1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「与論町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

【図表：PDCA サイクルのイメージ】



3 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1)家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

(2)地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、「行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3)事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

(4)行政の役割

行政は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当課が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

資料編

1 与論町子ども・子育て会議条例

○与論町子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第19号

改正

令和4年3月8日条例第15号

令和5年3月7日条例第9号

与論町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条の規定に基づき、与論町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員、その他会議に出席したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様である。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

附 則（令和4年3月8日条例第15号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

与論町子ども子育て会議委員名簿

【委嘱期間】令和7年3月17日～令和9年3月16日

所 属 団 体 及 び 役 职 等 名 称	氏 名	選 出 区 分
学識経験者		学識経験者
社会福祉法人ハレルヤ福祉会 理事長		
与論こども園代表		子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
茶花こども園代表		
児童発達支援センター代表		
ハレルヤこども園保護者代表		
与論こども園保護者代表		子どもの保護者
茶花こども園保護者代表		
教育委員会事務局 指導主事		
教育委員		その他町長が必要と認める者
こども未来推進室長		
保健センター 保健師		

事 務 局	氏 名	備 考
町民生活課 課長		
町民生活課(子育て支援担当)		

第3期
与論町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

【編集・発行】与論町

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418-1 TEL : 0997-97-3111